



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 民有保安林の指定の解除の予定（森林緑地課）…………… 1
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定・2件（水産課）…………… 1
- 都市計画事業の変更の認可・3件（道路街路課）…………… 1
- 港湾隣接地域の指定（港湾課）…………… 2
- 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定（建築指導課）… 3

公 告

- 技能検定の実施（労政能力開発課）…………… 3
- 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築指導課）…………… 5

公安委員会事項

- 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の規定による安全対策優良海域レジャー提供業者の指定…………… 7

告 示

沖縄県告示第107号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成25年 3月 1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 解除予定保安林の所在場所 糸満市字大度桃原243番 5
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 救助艇搬入用侵入道路用地とするため

沖縄県告示第108号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、那覇北加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

平成25年 3月 1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県告示第109号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、渡嘉敷加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

平成25年 3月 1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県告示第110号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成16年沖縄県告示第604号で認可した

那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 3月 1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・1号小禄赤嶺線
- 3 事業施行期間 平成16年 8月17日から平成28年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第111号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成18年沖縄県告示第374号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 3月 1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・那22号松山線
- 3 事業施行期間 平成18年 5月16日から平成26年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第112号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成18年沖縄県告示第567号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 3月 1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・3・17号石嶺線
- 3 事業施行期間 平成18年 8月11日から平成30年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

沖縄県告示第113号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定により、港湾隣接地域を次のとおり指定した。
なお、関係図面は、沖縄県土木建築部港湾課及び沖縄県南部土木事務所において縦覧に供する。

平成25年 3月 1日

中城湾港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 港湾名及び地区名 中城湾港 仲伊保西地区
- 2 指定地域 中城湾港仲伊保西地区 基点1から339度26分12秒に引いた線、基点1から基点9までを順次直線で結んだ線、基点9から338度45分40秒に引いた線及び水際線により囲まれた陸域
基点1 四等三角点仲伊保（北緯26度10分31秒760、東経127度47分31秒600）から5度05分49秒714.97メートルの地点
基点2 基点1から69度26分19秒33.65メートルの地点
基点3 基点2から97度05分55秒5.92メートルの地点
基点4 基点3から41度44分43秒8.13メートルの地点
基点5 基点4から34度03分26秒9.48メートルの地点
基点6 基点5から31度43分23秒29.78メートルの地点
基点7 基点6から37度05分19秒7.70メートルの地点
基点8 基点7から55度55分15秒8.01メートルの地点
基点9 基点8から67度40分58秒6.83メートルの地点
- 3 指定年月日 平成25年 3月 1日

沖縄県告示第114号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第86条の2第1項の規定により、次のとおり法第86条第1項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、同項の規定による認定に係る区域（以下「公告認定対象区域」という。）内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

平成25年 3月 1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公告認定対象区域 中頭郡西原町字千原1番地1ほか29筆
- 2 公告認定対象区域等を縦覧に供する場所 沖縄県中部土木事務所
- 3 認定年月日及び指令番号 平成25年 2月18日 沖縄県指令土第133号

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成25年度前期及び随時実施の技能検定を次のとおり実施する。

平成25年 3月 1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 前期実施
 - (1) 技能検定の実施職種（作業）
 - ア 1級及び2級 園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（打出し板金作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業及びいす張り作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業及び金属塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ作業及び広

告面粘着シート仕上げ作業)、写真(肖像写真デジタル作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)

イ 3級 園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業)、機械保全(機械系保全作業及び電気系保全作業)、建築大工(大工工事作業)、左官(左官作業)、写真(肖像写真作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)

ウ 単一等級 路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカーク工事作業)、塗料調色(調色作業)及び産業洗浄(高圧洗浄作業、学科試験のみ実施)

(2) 技能検定の実施期日及び実施場所

区分	実施期日	実施場所
実技試験	1 平成25年6月5日(水曜日)から同年9月10日(火曜日)までの間において沖縄県職業能力開発協会が指定する日を行う。 2 統一実施 (1) 期日 平成25年9月1日(日曜日) (2) 職種 機械加工(1・2級ペーパーテスト)及び建設機械整備(1・2級ペーパーテスト)	受検者あてに、沖縄県職業能力開発協会から通知する。
学科試験	1 平成25年7月21日(日曜日)に実施する職種(写真職種を除く3級) 園芸装飾、機械加工、造園、機械保全、建築大工、左官及びフラワー装飾 2 平成25年8月25日(日曜日)に実施する職種 造園、サッシ施工、塗装、産業洗浄、とび及び防水施工 3 平成25年9月1日(日曜日)に実施する職種 機械加工、建設機械整備、内装仕上げ施工、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作及び広告美術仕上げ 4 平成25年9月4日(水曜日)に実施する職種 写真 5 平成25年9月8日(日曜日)に実施する職種 園芸装飾、電気機器組立て、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装、建築板金、工場板金、ブロック建築、路面標示施工、塗料調色及びフラワー装飾	受検者あてに、沖縄県職業能力開発協会から通知する。
合格発表	1 写真職種を除く3級 平成25年8月23日(金曜日) 2 その他の級及び3級写真職種 平成25年10月4日(金曜日)	

(3) 受検手続 技能検定受検申請書を平成25年4月8日(月曜日)から同月19日(金曜日)までに沖縄県職業能力開発協会(那覇市西3丁目14番1号)に提出すること。

2 随時実施

(1) 技能検定の実施職種(作業) 3級、基礎1級及び基礎2級

さく井(パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業)、鋳造(鋳鉄鋳物鋳造作業、銅合金鋳物鋳造作業及び軽合金鋳物鋳造作業)、鍛造(ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業及びフライス盤作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業及び溶融亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(ホットチャンバダイカスト作業及びコールドチャンバダイカスト作業)、機械保全(機械系保全作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造

(プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、染色(糸浸染作業及び織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業及び靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服製造作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業及び段ボール箱製造作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業及びブロー成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業及び石張り作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業及びプラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、ウェルポイント施工(ウェルポイント工事作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業)

注 随時実施に掲げる職種のうち3級の試験については、当該職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限り、受けることができるものとする。

(2) 技能検定の実施期日等

ア 実施期日 平成25年4月1日(月曜日)から平成26年3月31日(月曜日)までの間において、沖縄県職業能力開発協会が指定する日に行う。

イ 受付期間 沖縄県職業能力開発協会において随時受け付ける。

ウ 実施場所 別途沖縄県職業能力開発協会から通知する。

3 その他 詳細については、沖縄県商工労働部労政能力開発課(電話番号098-866-2366)又は沖縄県職業能力開発協会(電話番号098-862-4278)に問い合わせること。

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、平成25年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により沖縄県指定試験機関として指定した財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成25年3月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 試験期日及び時間

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験 平成25年7月7日午前10時から午後5時10分まで

イ 設計製図の試験 平成25年9月15日午前11時から午後4時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験 平成25年7月28日午前10時から午後5時10分まで

イ 設計製図の試験 平成25年10月13日午前11時から午後4時まで

2 試験会場

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験 国立大学法人琉球大学 西原町字千原1番地

イ 設計製図の試験 国立大学法人琉球大学 西原町字千原1番地

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験 国立大学法人琉球大学 西原町字千原1番地

イ 設計製図の試験 国立大学法人琉球大学 西原町字千原1番地

3 受験申込手続

(1) インターネットによる受験申込 インターネットによる受験申込は、平成16年以後に二級建築士試験及び木造建築士試験の受験申込をした者のうち、受験資格の確認のために必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしているものに限り行うことができる。

ア 受験申込受付期間及び時間

(ア) 期間 平成25年3月28日から同年4月3日まで

(イ) 時間 受付開始日の午前10時から受付最終日の午後4時まで

イ 受験申込方法 財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）のホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

(2) 受付場所における受験申込 初めて二級建築士試験又は木造建築士試験を受験する者（(3)の郵送による受験申込において、平成24年以前の受験票（原本）又は合否の通知書（原本）を受験申込書に貼付できない者を含む。）は、受付場所における受験申込を行うこと。

ア 受験申込書の配布期間及び配布場所 受験申込書は、(ア)に掲げる期間に(イ)に掲げる場所において配布する。

(ア) 期間 平成25年3月11日から同年4月15日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。ただし、平成25年4月13日（土曜日）及び同月14日（日曜日）は、社団法人沖縄県建築士会（浦添市西原一丁目4番26号）に限って配布を行う。）

(イ) 場所

a 北部建築設計協会（名護市大中一丁目19番24号名護市産業支援センター205号 電話番号0980-53-0952）

b 社団法人沖縄県建築士会（浦添市西原一丁目4番26号 電話番号098-879-7727）

c 沖縄県宮古土木事務所（宮古島市平良字西里1125番地 電話番号0980-72-2769）

d 八重山建築設計監理協会（石垣市浜崎町一丁目1番地4 電話番号0980-83-2920）

イ 受験申込受付期間及び受付場所 受験申込みは、(ア)に掲げる期間に(イ)に掲げる場所において受け付ける。

(ア) 期間 平成25年4月11日から同月15日まで（沖縄県宮古土木事務所及び八重山建築設計監理協会においては平成25年4月11日及び同月12日）

(イ) 場所

a 社団法人沖縄県建築士会（浦添市西原一丁目4番26号 電話番号098-879-7727）

b 沖縄県宮古土木事務所（宮古島市平良字西里1125番地 電話番号0980-72-2769）

c 八重山建築設計監理協会（石垣市浜崎町一丁目1番地4 電話番号0980-83-2920）

ウ 受付時間

(ア) 受験申込書の配布 午前9時30分から午後5時（平成25年4月15日においては、午後4時）まで

(イ) 受験申込 午前10時から午後5時まで

エ 受験申込方法 受験申込書をイ(イ)に掲げる場所に直接持参して提出すること。

(3) 郵送による受験申込 郵送による受験申込は、平成24年以前に二級建築士試験及び木造建築士試験を受験した者のうち、平成24年以前の二級建築士試験の受験票（原本）若しくは合否の通知書（原本）又は木造建築士試験の受験票（原本）若しくは合否の通知書（原本）を受験申込書に貼付できるものにより行うことができる。ただし、離島その他遠隔地に在住し(2)エによる受験申込ができないなどやむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書（受験申込書を直接持参できない旨を証明したもの。）又は住民票を添付した者は、この限りでない。

ア 受験申込受付期間 平成25年3月19日から同年4月3日まで（申込受付期間最終日までの消印のあるものに限り有効とする。）

イ 受験申込方法 センター指定の払込用紙により、あらかじめ受験手数料を納付した後、センター指定の封筒を使用し、必ず簡易書留郵便で、次の宛先に郵送すること。

〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目14番1号 財団法人建築技術教育普及センター本部

4 合格者の発表

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験 平成25年8月27日に発表する予定である。

イ 設計製図の試験 平成25年12月5日に発表する予定である。

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験 平成25年9月10日に発表する予定である。

イ 設計製図の試験 平成25年12月5日に発表する予定である。

5 合否判定基準の公表 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を社団法人沖縄県建築士会の事務所に掲示するとともに、センターのホームページに掲載する。

6 その他 設計製図の課題は、平成25年6月12日以後において社団法人沖縄県建築士会の事務所に掲示するほか、センターのホームページに掲載するとともに、学科の試験の試験場に掲示する。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第16号

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成5年沖縄県条例第29号）第18条第1項の規定により、安全対策優良海域レジャー提供業者を次のとおり指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成25年3月1日

沖縄県公安委員会

業種	事業所名	業者名	指定期間
ボブ ↑ レ ト ジ ャ ↑	有限会社NEWS	有限会社NEWS (代表取締役) 万田寿也	平成25年1月30日から 平成26年1月29日まで
	シーマックスダイビングクラブ沖縄	有限会社シーマックス (代表取締役) 松井諭	同上
潜 水 業	株式会社アークダイブ	株式会社アークダイブ (代表取締役) 白川一	同上
	沖縄ダイビングサービスMANA	沖縄ダイビングサービスMANA (代表者) 大室学	同上
	ダイブゲレンデもぐっチャオ倶楽部	ダイブゲレンデもぐっチャオ倶楽部 (代表者) 太田和代	同上
	シーマックスダイビングクラブ沖縄	有限会社シーマックス (代表取締役) 松井諭	同上
	Pink Marlin Club	株式会社ハックルベリージャパン (代表取締役) 松河陵	平成25年2月15日から 平成26年2月14日まで
	ラピスマリンスポーツ	ラピスマリンスポーツ (代表者) 伊藤朋宏	同上
	株式会社マリーンプロダクト	株式会社マリーンプロダクト (代表取締役) 清水淳	同上
	有限会社ブルーフィールド	有限会社ブルーフィールド (代表取締役) 水野崇司	同上

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目 9 番16号</p>
--	---